

危機管理マニュアル

特定非営利活動法人真ごころ

危機管理マニュアル目次

I 危機管理における指揮権

- 1 基本的指揮権
- 2 事業所内において危機的状況が発生した時の指揮権順位
- 3 お散歩等における指揮権順位
- 4 イベント等特殊な状況

II 危機における対応と予防

- 1 地震発生時における予防と対応
- 2 警戒宣言が出された場合の対応
- 3 火災時における予防と対応
- 4 その他の自然災害における予防と対応
- 5 事故発生時における予防と対応
- 6 事件発生時における予防と対応
- 7 食中毒発生時における予防と対応
- 8 光化学スモック等大気汚染発生時における予防と対応

はじめに

このマニュアルは、全ての職員が火災、災害、事故・事件等のあらゆる危機に対し、的確かつ迅速に対応又は予防するために必要な事項を定めて、利用者・保護者等・職員の生命及び健康を守ることを目的とする。

危機の定義と摘要

障害福祉サービス事業所における危機とは、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、その他の事故、事件等において、利用者及び職員に対して安全を脅かす全ての事象を対象とする。その範囲は、「真ごころ」の全ての職員に対して、施設及び敷地の内外、管理の有無及び時間帯を問わず、危機的状況が発生した場合は全ての利用者を保護者等に安全確実に引き渡すまで、このマニュアルを最大限に優先し適用する。

I 危機管理における指揮権

危機発生時において的確な命令を指示する指揮権者の存在は絶対的に必要なことであり、指揮権者が不在の場合の次席者又は代行者を日常から選任しておく必要がある。選任された者はこのマニュアルの対応を基準に、利用者・職員の生命の保全を最大の目的として指揮しなければならない。

1 基本的指揮権

基本的指揮権とは、日常の業務において命令・指示権を持つ者で、順位としては次の各号通りとする。

- ①理事長・理事会
- ②管理者
- ③児童発達管理支援管理者・サービス管理責任者
- ④指導員・保育士・生活支援員等

指揮権者は生命の安全を最大の目的とし、このマニュアルのⅡ章及びⅢ章の対応を規範に的確な指示を職員に伝えること

2 施設内において危機的状況が発生した場合の指揮権順位

通常の時間中に危機的状況が発生した場合においては次の各号の順位に基づき指揮令を受けること。指揮権者が不在又は、指揮を司ることが出来ない場合は次位者が指揮権者となること。

Ⅱ 危機における対応と予防

1 地震発生時における予防と対応

(1) 予防（事前の環境整備）

消防防災計画規定第 22 条に基づき、真ごころで行う震災避難訓練は、大規模地震時において、利用者の生命を守るための具体的な方法を職員一人一人及び利用者が身につけるためのものである。そのためには、いつ地震災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併施設設や近隣住民、柏市および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

① 避難訓練実施計画

- ㊦併施設設や近隣住民、又は地元消防団との合同で、大規模地震を想定した訓練を実施する。
- ㊧緊急避難訓練を実施する。（利用者と職員が地震時の一時待避場所への移動など）
- ㊨安全確認訓練を実施する。（職員が利用者の人数・安全確認をする。）
- ㊩避難通路・経路の確認をする。
- ㊪災害非常持ち出し袋の中の備品や毛布の使用方法を習得する。
- ㊫地震発生時における各職員の役割分担を確認する。（別表 1）

② 保護者等への事前連絡

- ㊬保護者等へは、事前に緊急時における施設の対応及び避難先を周知する。
- ㊭保護者等からは毎年 4 月に携帯等の緊急時連絡先を聴取する。

③ 施設設備の点検等

- ㊮地震時に、転倒しやすい家具・電化製品・備品など転倒防止がなされているか点検する。
- ㊯地震後に、万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方を習得し使用できるようにする。
- ㊰避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ㊱防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ㊲職員は、日常の指導環境を整備しておくとともに、日頃の支援の中で利用者の行動特性をしっかりと把握する。
- ㊳緊急時連絡掲示用の掲示を用意しておく。

(2)大地震発生時の対応

①施設内（遊び・食事・午睡）で地震がおきた場合

- ㊦避難誘導・救護係（指導員）は、利用者に安心できるような言葉をかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- ①避難誘導・救護係（指導員）は、積木・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから利用者を遠ざける。
- ㊧利用者及び職員は、机やロッカーなどの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- ㊨避難誘導・救護係（指導員）は、利用者が眠っているときは、落下物から身を守る対応をする（毛布・布団等を利用する。）。
- ㊩職員は、できるだけ、速やかに戸やサッシ等を開けて避難口を確保する。
- ㊪介助を必要とする利用者は、職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。
- ㊫揺れが収まったら、一時庭へ避難し、全利用者と職員の安全と人数の確認を行い、初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、管理者又は代理へ報告する。
- ㊬避難誘導・救護係（職員）は指示があるまで庭で座って待機する。施設内には安全が確認できるまでは立ち入らない。
- ㊭初動消火班は、速やかに火の元を閉じ、揺れが収まってからガスや配電盤を点検し、安全を確認する。もし、施設内及び近隣において火災が発生した場合は消火活動を行う。

②施設外（プール・庭）

- ㊦庭では、塀・建造物から遠ざけ、できるだけ中央の安全な場所に集め座って、安心できる言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。
- ①地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ㊧プールでは、すばやく水からあげ、できるだけ中央の安全な場所に集合させ、座って、安心できるような言葉をかけ、揺れの収まりを待つ。その後タオルや衣類を確保し、体を包むようにする。
- ㊨どの場面でも揺れが収まり次第、速やかに職員は、利用者の安全確認を行い、安全な場所にて指示があるまで一時待機すること。

③散歩

- ㊦揺れを感じたらただちに利用者を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、しゃがんで揺れが収まるのを待ち、その後速やかに人員の確認をする。
- ①切れた電線には絶対触らないよう利用者に注意する。
- ㊧ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。

- ①携帯電話で施設に連絡を入れ、必要な場合は施設に応援を要請する、連絡が付かない場合は、職員が施設に応援を求める。職員は利用者とともに近隣の安全な場所で待機する。
- ②全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に施設に戻る。

④利用者の引き渡し

大地震が起きた場合、利用者はすみやかに保護者等に引き渡す。

- ㊦《引き渡し方法》利用者の引き渡しは、管理者又は代理の指示によって行う。
役職者がいない場合は、他職員が行う。
- ①《引き渡し方法》引き渡しは、施設内又は庭にて職員が行う。
- ㊧《引き渡し方法》可能なかぎり、利用者は保護者等又は代理人に引き渡す。
代理人の場合は、担当職員と管理者又は代理のものとの複数の職員による立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい利用者にも確認をして、引き渡すこととする。但し、状況によっては拒否することも視野に入れる。
- ①《送迎の可否》道路状況等が確認できない場合は、一時的に待機する。
災害伝言ダイヤル等で保護者等と連絡を取り、引き渡し方法を確認する。

⑤残留利用者の保護

保護者等が利用者を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで施設において原則24時間は利用者を保護する。

- ㊦夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時は、安全が確認できる他施設へ避難し、そこで保護する。その場合、管理者又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関に立て札や掲示板等で掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ①利用者を保護するために必要な食料等は、行政の防災体制が機能するまでの間は、施設の備蓄食料品で、できる限り対応する。
- ㊧職員は、残留する利用者の数、その他必要な事項を、記録し、管理者に報告する。
- ①施設で震災後24時間が経過し、かつ保護者等の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに来られない場合は行政へ相談する。

⑥避難

大地震が起きてもすぐに施設を離れるのではなく、施設や周囲が火災発生したり、そのおそれが、ある時や施設の被災が大きく危険であると判断した時に、行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する。

(太陽光発電のある、まごころ「スイミング」・まごころ「はなのい」
・まごころデيسポーツへの事業所への避難も検討する。)

②震災救援所への避難

施設より避難の際は、行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する。状況を確認しながら避難する。日頃より経路を把握し、利用者を安全に誘導できるように、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、利用者の安全確保を第一とするが、非常持ち出し袋等最低限の物を持ち出す努力をする。また、利用者の個々の特性を踏まえ、適宜、判断する。

③広域避難場所などへの避難

周囲に大火災が発生した場合、そこから地域の人と一緒に防災市民組織や消防・警察等の誘導により、他の震災救援所や広域避難場所に避難する。

④施設を離れる際の注意

施設を離れる場合は、迎えに来る保護者等に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように玄関及び建物などに掲示をする。

⑤利用者又は職員が負傷した場合

①応急処置は、日頃より施設に備えてある救急薬品で手当する。

②中程度以上の負傷者は近隣の病院で手当を受ける。

③さらに救命・救急措置が必要な重傷者・重篤者は、行政が指定の後方医療施設に搬送され、治療を受ける。

④救急告示医療機関は、柏市立柏病院、柏たなか病院、東京慈恵会医科大学付属柏病院、辻仲病院柏の葉病院、おおたかの森病院、柏厚生総合病院、岡田病院、名戸ヶ谷病院、聖光ヶ丘病院である。

⑨ 震災発生から時間別対応表

	避難誘導・救護係	情報伝達・指示係	初動消火係
発 災	◆誘導（主に指導員等） ㊦利用者の安全を確保する。 ㊦庭に避難をさせる。 ㊦一時避難完了後情報誌伝達係に人数等の報告をする。 ◆救護 ㊦救急用品を確保する。 ㊦負傷した利用者の応急処置などを行う。 ㊦救護スペースの設置確保を行う。 ㊦情報伝達係へ報告をする。	◆確認（管理者） ㊦大きな声で所内に震災を周知させる。 ㊦火気の確認と非常持ち出し、消火器等の確認をする。 ㊦利用者及び職員の安全確認と人数確認。	◆初動対応 ㊦火の元を閉じる ㊦分電盤点検、ガス漏れ点検。 ㊦火災発生の場合は初期消火行動に移る。
1時間 6時間 23時間	㊦利用者を保護し、保護者等へ引き渡す。 ㊦残留利用者を安全な部屋へ移動させて保護する。	㊦施設の安全点検及び確認 ㊦周囲の建物の状況確認 ㊦テレビ・ラジオ等による情報聴取 ㊦職員の役割分担、指揮権を確認 ㊦避難所への経路の確認	㊦施設の安全点検及び確認 ㊦周囲の建物及び近隣 ㊦住民の安全状況確認 ㊦近隣住民が避難してきた場合の対応を行う。 ㊦事実の状況確認は情報伝達係へ伝える。
1日 3日	㊦利用者を保護し、保護者等へ引き渡す。 ㊦利用者を行政の指定する震災救援所等の一時集合場所に避難する。	㊦状況により職員を帰宅させる。 ㊦保護者等と連絡が取れない場合は、行政へ相談する。	
3日	㊦施設再開の組織作りをする。 ㊦職員の確保。 ㊦使用可能な部屋の確認。 ㊦利用者・保護者等の居住状況の確認。 ㊦設備消耗品等の被災状況の把握。 ㊦再開の際の周知方法を検討する。		

2 警戒宣言が出された場合の対応

① 警戒宣言が出された場合の利用者の引き渡し

警戒宣言が行政または、報道等により発令された場合、時間を問わず、利用者は、すみやかに保護者等へ引き渡すこととし、各保護者等に電話等によりお迎えの連絡をする。

又は、保護者等に確認して安全を確認して、送迎を行う。

㊦《連絡方法》保護者等に管理者、指導員等が施設より連絡し、速やかに迎えを要請する。
その際に誰が迎えに来るのか必ず確認する。

㊧《引き渡し方法》利用者の引き渡しは、管理者又は代理の指示によって行う。

㊨《引き渡し方法》引き渡しは、原則として玄関で行う（又は、安全な場所）。

㊩《引き渡し方法》可能なかぎり、利用者は保護者等又は代理人に引き渡す。

代理人の場合は、管理者と指導員等立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名をもらい利用者にも確認をして、引き渡すこととする（確認ができない場合は引き渡さない）。

3 火災時における予防と対応

消防防災計画規定第 22 条に、『避難及び消火に対する訓練は、少なくとも年2回は、これを行わなければならない。』と規定されている。施設で行う避難訓練は、様々な災害時に利用者の生命を守るための具体的な方法を職員一人一人が身につけるためのものである。そのためには、いつ災害が発生しても適切な対応ができるように環境を整えておくことが大切である。また、併設施設や近隣住民、柏市および地域の自主防災組織の行う訓練との合同で避難訓練を実施するなど、地域と密接な協力・連携ができる関係を築いておくことも必要である。

(1) 事前の環境整備

① 避難訓練実施計画

㊦様々な火災状況を想定した訓練を実施する。

㊧消火訓練を実施する。（初期消火・消火器・消火栓の取扱いなど）

㊨通報訓練を実施する。（消防署・併設施設・近隣住民）

㊩避難通路・経路の確認をする。

㊪火災発生時における各職員の役割分担を確認する。

② 保護者等への事前連絡

㊦保護者等へは、事前に緊急時における施設の対応及び避難先を周知する。

㊧保護者等からは毎年4月に携帯等の緊急時連絡先を聴取する。

③ 施設設備の点検等

- ㊦出火元となりやすい電化製品・ガス器具・コンセント・配線、配電盤等の正しい使用方法の習得及び正常に作動しているか点検する。
- ㊧万一出火した時に備え、消火器の所在を確認しておくとともに、正しい使用方法を習得し使用できるようにする。
- ㊨避難経路に障害物等がないことを常に確認する。
- ㊩防火責任者を明示し、責任をもって日常の点検と整備をきちんとする。
- ㊪指導員等は、日常の環境を整備しておくとともに、日頃の中で利用者の行動特性をしっかりと把握する。

(2) 火災発生時の手順

① 発生時の基本的なながれ

火災発見→ 報告→ 通報連絡→ 避難誘導→ 初期消火

【応急救護・初期消火・避難等】

◆初期活動一覧表

応急救護	職員による応急処置	・まず職員による応急手当を実施する。
	医療機関への搬送	・119番通報により、救急車を要請する。 ※同時多発災害の場合は、施設車で最寄りの病院へ搬送する。
初期消火	火の始末	・地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。
	初期消火	・火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 ・119番通報を行う。 ・火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 ・大地震の場合は、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難場所	※原則として屋外に出るものとする
	非常持ち出し	・予め必要な物が収納された非常用ナップザック。 (応急手当セット、懐中電灯、利用児童名簿表、職員名簿表)
	大地震の発生時の落合場所	・日頃から予め、施設建物も利用出来なくなるような壊滅的な大災害に備え、落合場所(施設近くの公園など)を指定しておく。 (職員全員に周知徹底しておく)

② 開所中に火災が発生した場合

- ㊦火災の発生を発見したら（第一発見者）、大きな声で周りの職員に知らせる。
- ㊧知らせを受けた職員は、すみやかに管理者及び他の職員に火災の発生を知らせる。
- ㊨第一発見者及び知らせを聞いた職員は、可能な限り初期消火に努める。
- ㊩各職員は、管理者の指示に従い無駄なく的確な行動をする。
- ㊪消防署への通報。
- ㊫利用者の避難誘導（利用者の人数の把握及び管理者への報告）
- ㊬地域住民・関係機関への連絡
- ㊭落ち着いて行動することを心がけ、利用者に動揺を与えないように努める。
- ㊮出火元・火のまわり具合・煙・風向き等を考え、より安全な方向場所に避難する。
- ㊯安全な場所まで避難した後で、状況により保護者等に連絡をし、利用者の引き渡しをする。
- ㊰火災により翌日以降営業を行うことが困難な場合は、管理者より行政に連絡し今後の対応について相談する。

4 その他の自然災害における対応と予防

(1)風水害及び台風

① 施設で営業中に風水害及び台風が発生した場合

- ㊦強風や大雨の際は、部屋の中で利用者が落ち着けるように配慮する。
- ㊧風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものなどを点検し、撤去する。
- ㊨漏水等を見つけたら速やかに管理者へ報告する。
- ㊩窓からできるだけ離れた場所で待機するよう配慮する。
- ㊪停電の可能性も視野に入れ懐中電灯も確認と点検をする。

② 営業開始前に風水害及び台風が発生した場合

- ㊦出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。
- ㊧交通機関を利用する職員で災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけ施設に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
- ㊨利用者の受け入れは、基本的に施設に異常がなければ、通常の営業を行うが、送迎等については協力してもらうよう保護者等をお願いする。

② 風水害等により施設に被害が出た場合

㊦風水害等により施設に被害が出た場合、利用者の安全を最優先に被害のない箇所にて行い、できるだけ早く保護者等にお迎えの連絡をして引き渡す。

又は、保護者に確認して、安全状況を確認しながら送迎を行う。

㊧翌日以降の業務について管理者は、速やかに決断して保護者等と職員に周知できるよう掲示及び連絡すること。

③ 残留利用者の保護

利用者を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで施設において利用者を保護する。

その他の詳細は、

《1 地震発生時における予防と対応ー(2)大地震発生時の対応・利用者の保護 参照のこと》

(2) 落雷

落雷は、発生する前に雷雲が発生し、天候のくずれから予測することができるので、施設内にいる場合は建物へ速やかに避難することが可能であるが、外出時に落雷の虞を予測した場合は、以下のことを頭に入れて避難するのが望ましい。

① 施設で落雷が発生した場合

㊦落雷時前後は雨が降ることが予想されるが、雷（電流）は、物体の中を流れるとき、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があり、このために雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であるので待避場所は慎重に選択しなければならない。

㊧周囲の木より高い木の幹に寄り添い雨宿りすることも前項の理由による避けること。

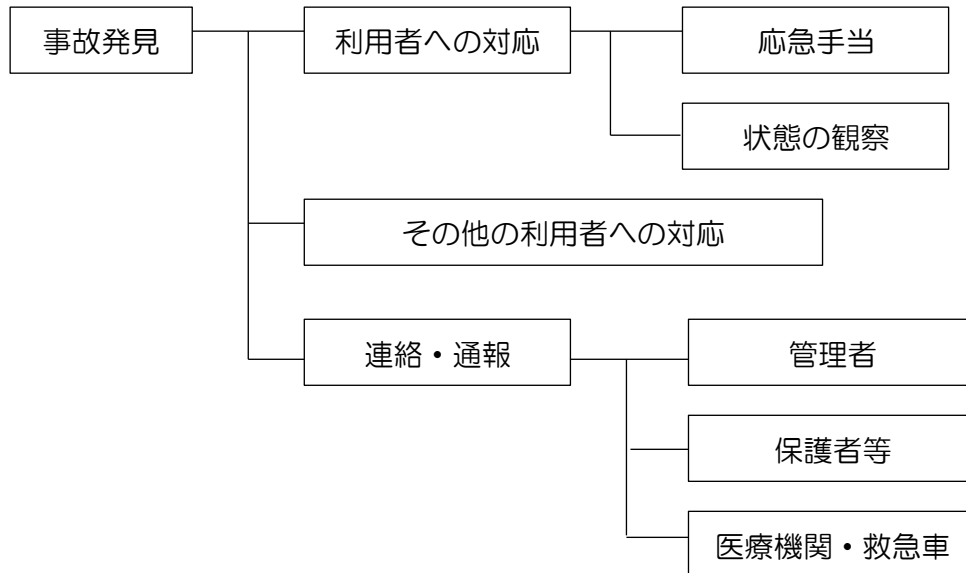
5 事故発生時における対応と予防

施設内における利用者の事故は、個々の特性と関連するものが多く、十分な予防や対策を実施すれば大部分は防止可能である。

職員は、事故発生時に備えて応急手当や適切な事故対応・保護者対応を身につけておくことが大切である。

(1) 事故発生時の対応

① 事故発生時の基本的な流れ



③ 事故発生時の対応

㊦管理者又は代理は事故の状況を速やかに把握し、記録する

- ・ 事故の状況・原因・場所・時間
- ・ 利用者の状態（出血や打撲の有無・顔色・全身の状態）
- ・ 事実に基づいた記録を残しておく。とりあえず、メモ・走り書きでもよい。

㊧協力者・応援者を求める

- ・ 必要処置の判断は、単独で行わない。
- ・ 日頃から、連絡の分担など対応の仕方を、全職員で確認する。

㊨医療機関への受診は保護者等より事前にかかりつけ医などを確認し、受診する旨の承諾を得てから医療機関にかかる。又は、保護者等にすぐに確認を行う。

㊩下記のような症状の場合は、救急車を要請し、すぐに医療機関に受診する。

- ・ 意識がもうろうとしたり、うとうとしている。
- ・ 顔色が悪く、ぐったりとしている。
- ・ けいれん、ひきつけを起こしている。
- ・ 出血が止まらない。
- ・ 吐き気や嘔吐を繰り返している。
- ・ 化学物質を誤飲した。
- ・ 熱傷や火傷の面積が広い。

㊪医療機関へ受診する際は、指導員等が付き添い、処置に必要な㊦の情報と利用者の既往歴やアレルギーの有無、体重などを医師へ伝える。

㊦保護者等への対応は、事故の発生状況・医療機関の診察・検査結果・今後の受診・費用等をきちんと説明し理解を求める。

いかなる状況の事故であっても、開所時間中に発生した事故である以上は、細心の注意と誠意をもって対応する。

㊧管理者又は代理は、事故後、速やかに、『事故報告書』を作成し、事故発生の状況分析を行い、今後の事故防止対策及びより高度な対応について全職員で確認する。

(2) 事故対応計画

管理者又は代理は、事前に事故に対する計画を策定し職員に周知して毎年内容を見直していく。

① 事前情報収集

㊦管理者又は代理は、利用者の既往症・アレルギーの有無・かかりつけの医師の有無、健康保険証番号、保護者の緊急連絡先など、事故発生時に備えた情報を収集し記録する。

㊩施設長又は代理は、施設の近隣に所在する医療機関等の診療内容や診療時間等の詳細な情報を収集し、職員に周知する。

㊪管理者又は代理は、日常において、施設における医薬品や救急救命講習修了者等の把握を行う。

㊫管理者又は代理は、施設内の、遊具、活動部屋、庭においてあらゆる事故を想定しその危険を取り除く方策を講じなければならない。

② 事故発生時対応フローチャート

㊦管理者又は代理は、事故発生時の対応をわかりやすくフローチャート（別紙1及び2参照）にしたものを作成し、全職員に配布して周知徹底を計らなくてはならない。

③ 施設外での活動についての諸注意

職員は、日頃から周辺の公園や経路の危険・注意箇所を把握・確認する。また、利用者一人ひとりの行動特性や、性格を把握することも大切である。施設の外に出る時には、利用者に危険な行為について注意することや、各職員の事故に対する意識の徹底を図ることが重要である。

㊦施設外へ出発前に指導員は、利用者の人数を確認し、引率の職員全員に周知する。

㊩施設外へ移動中の際に交通車両や信号等において危険を予測できるような場面においては、引率の職員同士で利用者に、注意の声かけを積極的に行うようにする。

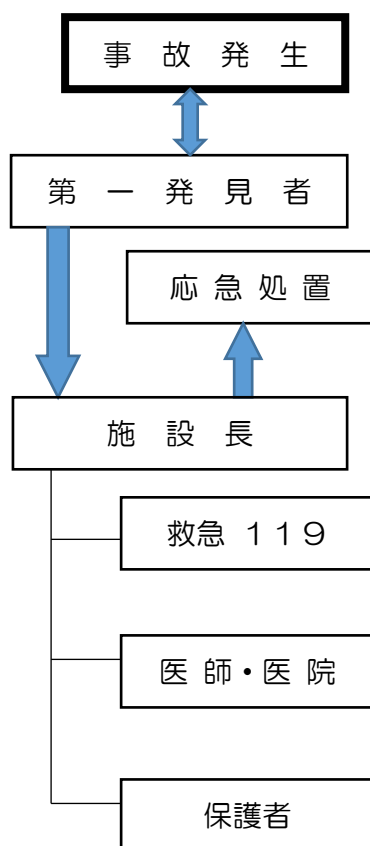
㊪目的地にて視界の効かない範囲や固定遊具には、必ず指導員等が付き添うようにする。

また、常に利用者の動きに注意をはらい、人数の確認は怠らないようにする。

①帰宅時は管理者または代理に帰宅した旨を伝える。報告を受けた管理者は利用者人数と状態を確認する。

事故発生時対応フローチャート1

施設内で事故が発生した場合



ア. 事故の状況把握（本人・現場及び周囲の状態）

イ. パート職員の場合は、正規職員にすみやかに報告

ウ. 怪我（傷）の状態を把握し、適切な処置をする

エ. 医院へつなげることを前提としての処置をする
（必要最低限の処置で、素人判断で薬の使用はしない）

オ. 事故の状況で必要と判断した時

カ. 付き添った職員は施設に適宜連絡する。

キ. 事故の状況を把握している職員が付き添いをする

ク. 治療状況を把握する

ケ. 伝達事項は事故の発生状況と事故の程度

コ. 受診する旨の了解をとる（医院の確認）

サ. 事故の状況に応じて保護者等の来院、登所をお願いする

施設に帰ってからの利用者の状態と事故処理の把握

シ. 指導員等だけではなく、他の職員等も利用者の観察をし、
変化があれば、直ちに互いに連絡する

お迎え時の対応（保護者等への謝罪・説明）

ス. 言動に気を付け、誠意を持って、事故の状況・程度、
受診の内容、今後の通院対応を伝える

ソ. 丁寧に事故の謝罪をする（事故の原因が利用者同士であったり、
利用者本人の不注意によるものであっても言及しない）

職員打合せ（反省会） 日時を置かず、速やかに行う。

タ. 落度を追求するのではなく、『事故がどうして起きたの
か』を正しく判断・分析し、今後の支援に生かすようにする

検討項目『事故の報告（状況、原因、内容、対応等）』『今後の検討（原因追求、解明等）』
『原因の除去及び処置（点検、改善等）』

6 事件発生時における対応と予防

施設における利用者の事件は、近年確実に増加しており、その内容は第三者における計画的・偶発的な犯罪行為であることが予想される。そのため施設においてできる限りの防犯対策を検討しておくことが必要とされている。また、これまで以上に保護者や地域との連携に努めるとともに、警察等関係機関に協力を求め、利用者の安全確保及び危機管理のための方策を講じることも必要である。

(1) 施設面の対応

① 施設の出入り口の管理

- ㊦施設建物から利用者が庭にスムーズに出入りできるよう、建物の窓や出入り口を施錠するのは、現実的でないので庭との出入り口をできるだけ最小数にして、できるものには、施錠することが望ましい。
- ㊧施錠しない出入り口は、フックやかんぬきを必ず掛けるように徹底し、施設の運営上支障のない場合は、施錠するように努める。ただし、避難時にはすぐ対応できるように工夫をする。

② フェンス・擁壁、設備等を点検する。

- ㊦管理者又は代理は、日常的にフェンスや擁壁等の点検を行い、不備な箇所は速やかに補修等の対応を行わなくてはならない。
- ㊧管理者又は代理は、防犯上必要と思われる設備の検討を職員と毎年行わなくてはならない。

(2) 職員・関係機関の対応

① 職員

- ㊦管理者又は代理は、職員一人ひとりの危機管理意識を徹底させる為の会議や研修を計らなければならない。
- ㊧見知らぬ者を確認した時の対応を各職員に周知徹底させる。
- ㊨指導員等は利用者に対して計画的な安全指導を行う。
- ㊩管理者又は代理は、警察や行政機関等公的な機関からの情報に対しては全職員に速やかに周知し、利用者の活動室への移動や施錠の確認等適切な対応を行う。

② 関係機関・保護者

- ㊦必要に応じて、警察（最寄の交番）に警備の強化を依頼する。
- ㊧管理者又は代理は、地元の消防団や防災会との連携も計れるように連絡をしておく。
- ㊨保護者等へは日頃から『緊急時の送り迎えは原則、保護者等が行う。』など、保護者等にも危機管理意識を持ってもらうよう働きかけ、安全管理を図るうえで必要なことは、時期を失せず状況の説明のうえ協力を依頼する。
- ㊩近隣で事件等が発生した場合は保護者会等で状況・事情を説明するか又は、文書の配布、掲示により知らせる。

（３） 利用者及び職員等に危害が及ぶ事態となった場合の対応

① 利用者の安全確保

- ㊦利用者の安全を最優先に考え職員が複数いる場合は、片方が手近な備品で相手に対峙し、もう片方が利用者の待避行動を指導して待避する。
- ㊧相手には、できるかぎりの複数の男性職員で対峙が望ましいが、凶暴な場合や凶器を持っている場合は、速やかに待避する。
- ㊨利用者の安全を確保したうえで、保護者等に緊急連絡する。

7 食中毒発生時における対応と予防

食中毒に関しては、普段より衛生チェックをし、手洗いの慣行、お弁当等持参した場合には、冷蔵庫等に保管すること。食事の提供は、原則しない。

8 光化学スモッグ等大気汚染発生時における対応と予防

光化学スモッグとは、自動車や工場・ビルなどから排出された、窒素酸化物・炭化水素等の大気中の汚染物質が、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こしオゾン、パーオキシアシナイトレート、二酸化炭素などの酸化性物質や、アルデヒド等のいわゆる二次汚染物質が高濃度になって発生する現象である。

酸化性物質をオキシダントと総称し、また、光化学反応によって生成されたオキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものが光化学オキシダントといわれている。この光化学オキシダントが、光化学スモッグの汚染程度を示す指標とされている。

（１） 光化学スモッグ

- ① 光化学スモッグが発生しやすい気象条件
 - ㊦紫外線がある程度以上に強い薄曇りから晴れの日で、気温が20℃以上の日

- ①風が弱い（風速 4m以下）日
- ②もやがかかったように視界がかすむ状態のとき

① 光化学スモッグによる人体への影響

- ②目やのどが刺激され、チカチカしたり痛くなったりする軽い症状から、めまい・吐き気・頭痛・脱力感・しびれなど全身症状まで含んだ急性症状がある。
- ①目やのどの痛みなどの粘膜刺激症状や咳、息苦しい呼吸器症状など人の健康に直接影響がある。

（２） 光化学スモッグ注意報等の発令

① 発生要件

- ②県内各所に設置した測定局でのオキシダント濃度が基準以上になった時、気象条件からみてその状態が継続されると認められるときに発令される。

② 発令の種類

- ②光化学スモッグ予報
- ①光化学スモッグ注意報（オキシダント濃度0. 12ppm）
- ②光化学スモッグ警報（オキシダント濃度 0. 24ppm）
- ①光化学スモッグ重大緊急報（オキシダント濃度 0. 40ppm）
- ②・光化学スモッグ学校情報（オキシダント濃度 0. 10ppm）

③ 施設への連絡体制

- ②行政からのパンザマストによる放送

③ 光化学スモッグ注意報等発令時の対応

- ②利用者・職員は、原則として屋内に入る。
- ①屋外運動は差し控える。
- ②不要不急の自動車使用をなるべく控える。

④ 光化学スモッグによる被害発生時の対応

- ②目がチカチカしたり、のどが痛くなるなどしたら、利用者・職員は速やかに屋内に入る。

- ①すぐに洗眼やうがいをする。
- ②ぜんそくや呼吸器系の病気にかかったことのある利用者には、十分に注意する。
- ③洗眼やうがいをして様子が変わらないときや、息苦しさや胸の苦しみを訴えたときには、涼しい通風のある場所で安静にして、医師の診断を受ける。
- ④重傷者の場合は、『119』救急通報し救急車を呼ぶ。
- ⑤光化学スモッグにより上記④⑤の被害が発生した場合は、被害状況（人数・氏名・症状及び対応状況等）を、速やかに杉並区へ連絡する。

⑥ 光化学スモッグ注意報等の解除

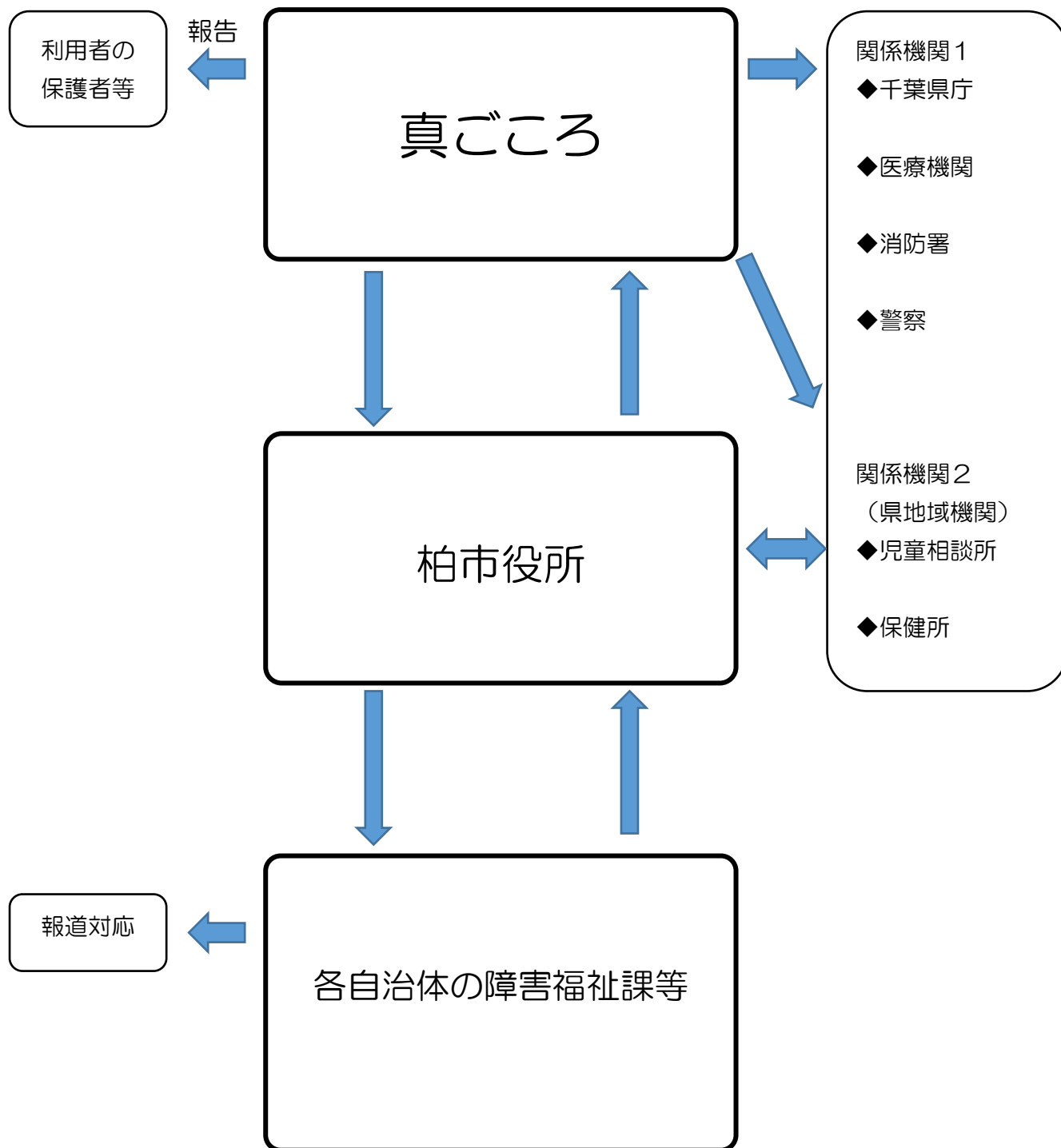
⑦パンザマストによる放送

【関係防災情報一覧表】

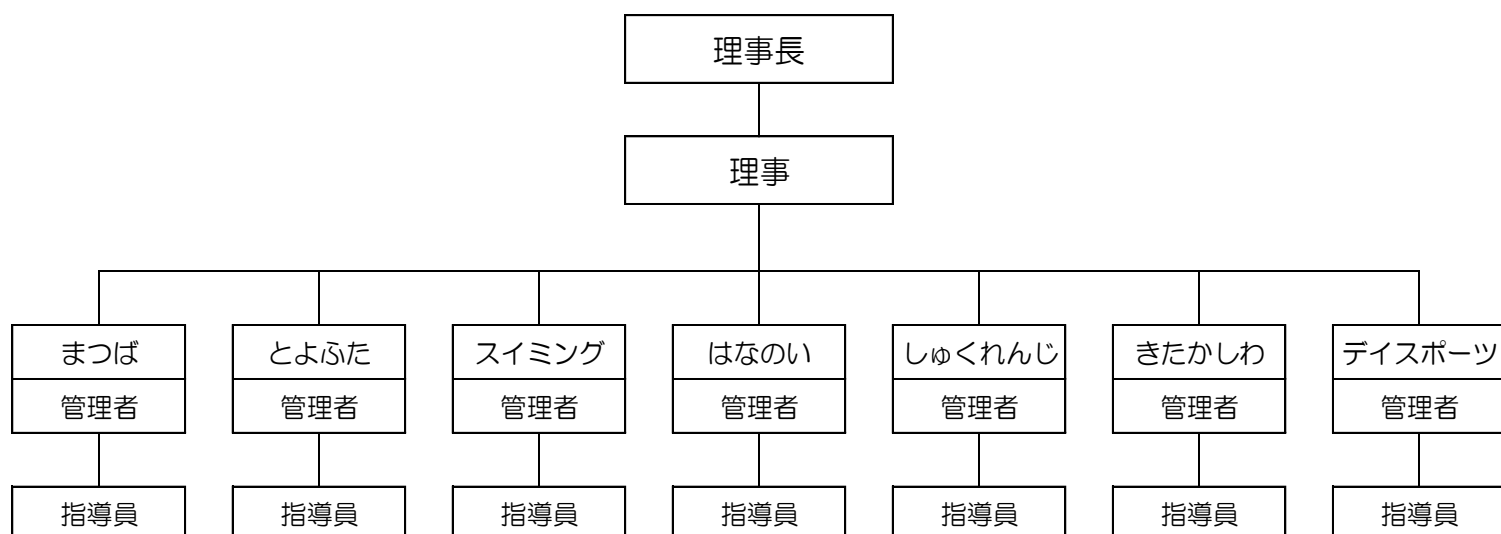
情報	機関	入手先名	電話番号
行政機関	消防	柏市消防局	04-7133-0119
		柏市消防局西部消防署	04-7133-8794
	市	柏市役所	04-7167-1111
		我孫子市役所	04-7185-1111
		流山市役所	04-7158-1111

交通情報	道路	日本道路交通情報センター	050-3369-6666
ライフライン	電気	Loop電気	0120-707-454
	ガス	京葉ガス	047-361-0211
	水道	柏市上下水道局	04-7166-2191
	電話	電話の故障に関するお問い合わせ	113
		N T T 災害用伝言ダイヤル	171
	気象	天気予報	177
【国土交通省】防災情報提供センター https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

危機発生時の連絡体制



非常災害時 連絡網



令和5年4月1日 策定
令和7年4月1日 一部改定